

2021年5月24日

各 位

会社名 大建工業株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 億田 正則  
コード番号 7905 (東証一部)  
問合せ先 常務執行役員 管理本部長 飯沼 友明  
電話番号 06-6205-7178

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月25日開催予定の当社第105回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2021年2月24日付「新たなコーポレート・ガバナンス体制への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化及び意思決定とそれに基づいた業務執行の迅速・効率化を図ることを目的に、2021年6月25日開催予定の当社第105回定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年6月25日(金)
定款変更の効力発生日	2021年6月25日(金)

以 上

## 【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～16. (条文省略)</p> <p>17. 前各号に附帯<u>又は</u>関連する調査、研究及びコンサルティング業</p> <p>18. 前各号に附帯<u>又は</u>関連する一切の業務</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、<u>取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人</u>を置く。</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。<u>但し</u>、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～16. (現行どおり)</p> <p>17. 前各号に附帯<u>または</u>関連する調査、研究及びコンサルティング業</p> <p>18. 前各号に附帯<u>または</u>関連する一切の業務</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関</u>を置く。</p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査等委員会</u></p> <p><u>3. 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。<u>ただし</u>、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱いは、法令<u>又は</u>本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第10条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱いは、法令<u>または</u>本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第10条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>② 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の代表取締役<u>又は</u>取締役がこれに代わる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令<u>又は</u>本定款に別段の</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>② 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の代表取締役<u>または</u>取締役がこれに代わる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令<u>または</u>本定款に別</p>

現行定款	変更案
<p>定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 (新 設)</p> <p>取締役の選任決議は、<u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載<u>または</u>表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。<u>ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第18条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議の有効期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>④ <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役) 第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>(取締役会) 第21条 (条文省略) ② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ③ (条文省略) ④ (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の責任限定) 第22条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第423条第1項に定める取締役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(代表取締役) 第20条 取締役会は、取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>(取締役会) 第21条 (現行どおり) ② 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。<u>ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>③ (現行どおり) ④ (現行どおり)</p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第22条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の責任限定) 第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第423条第1項に定める取締役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(員数)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第23条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u> ② <u>監査役補欠者の選任決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p>(選任)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第24条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(任期)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第25条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	
<p>(常勤監査役) 第26条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>定する。</u></p> <p><u>(監査役会)</u></p> <p><u>第27条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(監査役の責任限定)</u></p> <p><u>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める監査役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p><u>第24条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p> <p><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p><u>第25条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>第6章 計 算</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第31条～第32条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第27条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第28条～第29条 (現行どおり)</p>